

# 境界トラブル発生!!

トラブル  
1 私の土地に、  
無断で塀を作られた!

トラブル  
2 お隣さんに土地を勝手に  
使われている!

トラブル  
3 測量したが  
境界が決まらない!

などなど

話がこじれて  
しまった

## 裁判に頼る、その前に

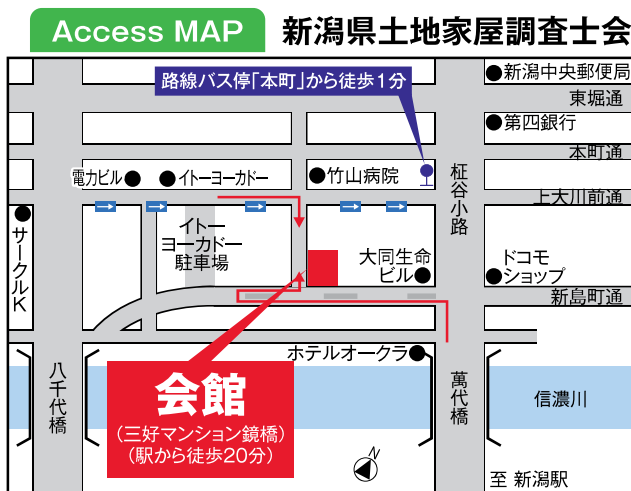
境界紛争解決支援センターにいがた(ADR)では、紛争当事者の双方に話し合いの場を提供します。認定土地家屋調査士と弁護士が、協働・中立の立場から、求めに応じ、適切なアドバイスを行います。

当センターにいがたは、紛争当事者での話し合いにより、心から納得し、将来にしこりを残さない円満な解決をお手伝い致します。

境界紛争でお困りの方は  
ご連絡下さい

受付 TEL.025-378-5444  
相談内容等の個人情報 は 固く守られます。

受付 毎週 月～金 午前 10:00～12:00  
午後 13:00～16:30  
※年末、年始及び会館休館日を除く



## 境界紛争解決支援センターにいがた

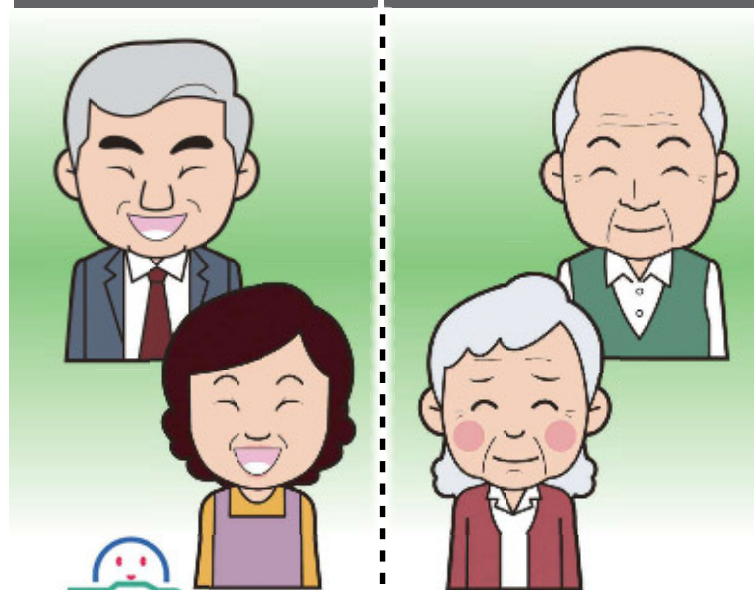


〒951-8068  
新潟市中央区上大川前通6番町1211番地5  
三好マンション鏡橋3階  
TEL.025-378-5444  
FAX.025-225-5678

URL <http://adr.nii-cho.jp/>  
E-mail [adr@nii-cho.jp](mailto:adr@nii-cho.jp)

# 土地の境界で お悩みの方へ

お隣さんとは  
イイ関係でいたいよね



民間紛争解決手続業務  
平成26年5月21日 法務大臣認証 第131号

境界紛争解決支援センターにいがた

境界トラブルが  
発生したら

# ADR裁判外紛争解決手続

境界紛争解決支援センターにいがた をご利用ください。

Alternative Dispute Resolution

公正

迅速

柔軟

土地家屋調査士会・弁護士会協働



## 解決

登記  
手続き

境界標  
設置 他

必要に応じて  
費用お見積

当事者へ  
通知

調停不成立  
(取下げ・打切り)

ADR認定  
土地家屋調査士と  
弁護士が調停に  
同席します

法務局筆界特定・  
弁護士会(訴訟など)等

第1回  
調停期日

測量・鑑定費用  
必要に応じて随時お見積

第1回調停手続  
期日手数料  
27,500円

第○回  
調停期日

第2回以降の  
調停期日手数料  
27,500円

和解成立  
和解契約書  
作成

和解成立手数料  
220,000円

相談  
手続

相談手数料20,000円(税別)  
ADR認定土地家屋調査士と  
弁護士が相談に  
応じます

受付  
面談

ADR認定土地家屋調査士が  
紛争の内容を詳細にお聴きし  
センター手続きについて  
ご説明します

調停  
手続

申立手数料  
22,000円

相手方の  
応諾がないと  
進められません  
調査業務費用(資料収集)  
必要に応じて随時  
お見積

手続の流れ

受付

TEL025-378-5444

資料請求

受付面談、相談手続、調停手続を  
するためには申し込みが必要です。  
お気軽にお電話ください。

境界紛争の発生

※ 調停手続における請求には時効中断効の効果があります。